

# 第1章 計画の概要

---

## 1. 計画策定の目的とポイント

### (1) 本計画の策定目的と概要

石川県住生活基本計画とは、今後の石川県の住生活の安定および質の向上のための基本理念、目標、推進すべき施策等を定め、住宅政策を計画的かつ総合的に推進していくための計画である。

本県では、平成18年6月の「住生活基本法」の施行及び平成18年9月の「住生活基本計画（全国計画）」の策定を受けて、平成19年6月に「石川県住生活基本計画」を策定し、その後、5年ごとに見直しを行いながら、各種の施策を実施してきたところである。

平成28年度から令和7年度を計画期間とした現行の計画について、今般、計画期間の1/2が経過し、住宅政策を取り巻く様々な社会状況が大きく変化していることや、令和3年3月に全国計画の改定がなされたことを踏まえ、県民の住生活のより一層の安定と向上を図ることを目的として、計画を改定することとする。

### (2) 計画のポイント

本計画は、住宅分野における個別計画である「高齢者居住安定確保計画」及び「賃貸住宅供給促進計画」を包含することとし、住宅政策を総合的・一体的に推進する計画とする。

計画の改定にあたっては、基本理念は現行計画を踏襲しつつ、全国計画に即して、以下の三つの視点を重視し、施策を整理することとした。

#### ① 「ひと」の視点（住む人に着目した住宅の提供）

少子高齢化や世帯の少人数化が一層進行していることから、高齢者・障害者・子育て世帯などが安心して生活できる地域社会の実現を進める。

#### ② 「住まい」の視点（住宅の質の向上、流通促進）

住宅の長寿命化や脱炭素社会の実現の観点から、良質な住宅の新築を推奨するとともに、既存住宅については、適切な維持管理やリフォームを推進することで、後世に良質な住宅ストックを継承する。

また、中古住宅の流通促進を図ることで、増加している空き家対策を進める。

### ③「まち・地域」の視点（住宅を取り巻く環境整備）

地域の良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、住まい・まちづくりの担い手を育成するとともに、地域の魅力の向上や活性化を図る。また、デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「新たな日常」に対応した住まいづくり・まちづくりを推進する。

併せて、頻発・激甚化する災害に対応するため、地域防災力を高め、安全・安心の住まいづくり・まちづくりを進める。

### （3）計画期間

本計画の計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とする。ただし、住宅事情や社会経済情勢の変化に的確に対応するため必要がある場合は、おおむね 5 年後に適切な政策評価を実施し、計画の見直しを行う。

## 2. 本計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第 1 項に規定する「都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画」として位置付ける法定計画であり、全国計画に即して策定を行っている。

また、「石川県長期構想」はもとより、防災、福祉、子育て支援、都市計画、景観形成、まちづくり等、住宅政策に関連する関連部局の長期計画等と整合を図り、計画に反映している。

なお、本計画は高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条に基づく「高齢者居住安定確保計画」及び、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 5 条に基づく「賃貸住宅供給促進計画」を包含し一体的に策定するものである。

高齢者居住安定確保計画は「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針」（平成 21 年 8 月 19 日 厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）に、賃貸住宅供給促進計画は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」（平成 29 年 10 月 25 日 国土交通省告示第 965 号）に、それぞれ即して定めている

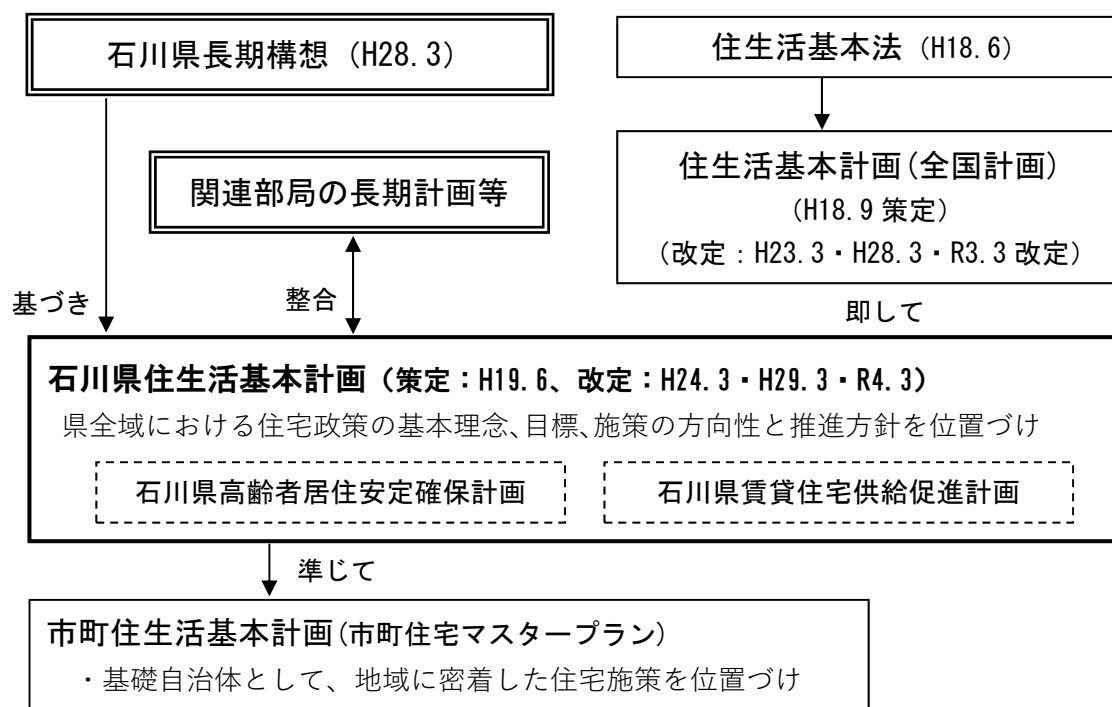


図 1-1 本計画の位置づけ

本計画が、市町が実施する住宅政策をはじめ、県民や住民組織、NPO法人等による住まい・まちづくり活動の参考として有効に活用されることを期待する。

### 3. 住宅政策に関わる各主体の役割

住宅政策に関わる県民、住民組織、住宅関連事業者、住宅関連団体、地方公共団体の役割は、以下のとおりである。

表 1-1 住宅政策に関わる各主体の構成者

主体	主体の構成者
(1) 県民	
(2) 住民組織	自治会などの住民組織、まちづくり協議会、各種NPO法人 等
(3) 住宅関連事業者	建設事業者、不動産事業者、社会福祉法人 等
(4) 住宅関連団体	(一財)石川県建築住宅センター、(一社)石川県建設業協会、(一社)石川県木造住宅協会、(一社)石川県建築組合連合会、(公社)石川県宅地建物取引業協会、(一社)石川県建築士会、(一社)石川県建築士事務所協会、(独)住宅金融支援機構、NPO 法人バリアフリー総合研究所 等
(5) 地方公共団体	市町、県

## **(1) 県民の役割**

住宅は、県民自らのライフスタイル、ライフステージに基づいて選択される個人の生活の基盤であると同時に、まちなみの構成要素・地域活動の基盤としての公共性も有している。県民は自らの努力によって居住環境、住生活を豊かなものにすると同時に、それを後世に引き継いでいくという、住宅政策において最も重要な役割を果たす。

県民は、住生活基本法の理念を正しく理解するとともに、豊かな住生活と居住環境の実現に向けて、主体的かつ積極的に取り組むことが求められる。県や市町、住宅関連事業者等が提供する情報を適切に選択し、住宅の消費者として正しい知識とよいものを見極める目を養い、自らの責任のもとで住宅を選択、管理していくことが必要である。

また、持続可能な社会やカーボンニュートラルの実現のため、良質な住宅の建設や、既存住宅のリフォーム・修繕、適切な維持管理など、住宅を長く大切に使うことに対する高い意識を持つことが重要である。

## **(2) 住民組織の役割**

良質で快適な居住環境を形成し維持するためには、県民が積極的に地域活動やまちづくりに参加し、よりよい住生活を確保するための取り組みを継続することが必要不可欠である。

地域活動やまちづくりの主要な担い手である自治会、町内会、まちづくり組織、NPO法人等の住民組織は、県民、行政、民間事業者などの多様な主体との連携・協働のもとで、積極的に活動に取り組み、良質で快適な住まい・まちづくりの実現に寄与することが期待される。

## **(3) 住宅関連事業者の役割**

市場における住宅の供給は、その大部分が民間の住宅関連事業者によりなされていることから、住宅関連事業者は良質な住宅ストックの形成、豊かな居住環境の構築のための社会的な責務を有する主体であるとの自覚を持ち、積極的な取り組みを実施することが重要である。

住宅関連事業者は、住宅等の供給者として優れた職能の獲得、技術の研鑽を行うとともに、本計画をはじめとする各種計画のほか、指針、条例、法律の理念や内容を十分に理解し、必要に応じて国や県、市町との連携を行いながら、良質な住宅の整備や管理、県民への情報提供を行うことが求められる。

## **(4) 住宅関連団体の役割**

良質で快適な住まいづくり・まちづくりの実現のためには、県民や住民組織の活動や、行政によ

る政策的対応だけではなく、専門的な立場からの指導・助言やサポートが必要である。

建築、まちづくり、不動産などに関する専門知識や技術に加え、蓄積されたノウハウ、組織力と人的ネットワークをもつ住宅関連団体は、県民に対する支援や行政への協力など、積極的な連携と協働を行うことが期待される。

## **(5) 地方公共団体の役割**

地方公共団体は、他の地方公共団体、住宅関連団体、住宅関連事業者、住民組織、県民と協力、連携しながら、地域の住宅事情の実態や地域の特性を踏まえたきめ細やかな住宅政策を展開していく必要がある。その際、まちづくり施策、福祉施策、子育て支援施策、地域活性化施策等の住生活に深く関わる分野との連携を図りながら、総合的に住宅施策を推進する。

### **(5) - 1 市町の役割**

市町は、地域の住まい・まちづくりの主体として、地域の住宅需要や住民のニーズを的確に把握するとともに、歴史・文化等の特性を反映し、自主性と創意工夫を活かした豊かな居住環境の構築を目指す。その実現のために、本計画に準じた市町住生活基本計画（市町住宅マスタープラン）を策定すること等により、地域に根ざした住まい・まちづくり施策を計画的に展開する。

子育て支援や高齢者福祉、空き家対策、住宅困窮者への対応、定住・交流人口の拡大、防災力の向上、良好なまちなみの形成等、幅広い視点に基づき、地域に密着した住まいづくり・まちづくり施策を実施する。

### **(5) - 2 県の役割**

県は、他の政策分野と連携しつつ、県全域における住宅政策の基本理念、目標、施策の方向性と推進方針を提示する。

住宅政策の推進のため、原則として広域的・補完的な観点に基づき施策を実施する。各主体の取り組みの効果を最大限発揮するため、県民、住宅関連事業者や市町に対して、必要に応じて支援を行うとともに、的確な連携を実施するなど、総合的な役割を果たす。市町に対しては住宅政策に係る助言等を行い、一体的に住宅施策を実施する。

また、住まい・まちづくりに関する情報の提供や普及啓発、市場の適正な誘導を行う。

